

愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、府内各局の連携のもとに、愛知県のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を行う。
 - (1) 推進本部へ付する事項の調査・検討
 - (2) その他推進本部を円滑に運営するために必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策企画局企画調整部地方創生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年5月20日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年3月20日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

本部員	政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 感染症対策局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長
-----	---

別表第2

幹事長	政策企画局企画調整部長
幹事	政策企画局企画調整部企画課長 政策企画局企画調整部地方創生課長 総務局総務部総務課長 総務局総務部市町村課地域振興室長 総務局総務部情報政策課DX推進室長 人事局人事課長 防災安全局防災部防災危機管理課長 県民文化局県民生活部県民総務課長 環境局環境政策部環境政策課長 福祉局福祉部福祉総務課長 保健医療局健康医療部医療計画課長 感染症対策局感染症対策課長 福祉局子育て支援課長 経済産業局産業部産業政策課長 労働局労働福祉課長 観光コンベンション局観光振興課長 農業水産局農政部農政課長 農林基盤局農地部農林総務課長 建設局土木部建設企画課長 都市・交通局都市基盤部都市総務課長 都市・交通局都市基盤部都市計画課長 建築局公共建築部住宅計画課長 スポーツ局スポーツ振興課長 会計局管理課長 企業庁管理部総務課長 病院事業庁管理課長 教育委員会事務局管理部総務課長 警察本部警務部警務課長